バッテリーも要チェック!

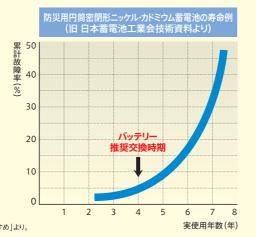
バッテリーの 推奨更新期間は 4年です!*

寿命が過ぎていたら、 ぜひ交換をご検討ください。

非常用放送設備は、停電時、10分間以上バッテリー での駆動が義務付けられています。 定期点検で電圧が規格を満たしていても、経年変化 で劣化が進んでいると消防法で規定された時間の あいだ放送できない場合があります。 バッテリーの推奨更新期間は約4年です*

これを過ぎて使い続けると 液漏れや発煙などの 危険性もあります。

*平成21年4月、一般社団法人 電子情報技術産業協会(JEITA) 非常用放送設備専門委員会「非常用放送設備保守点検および更新のおすすめ」より。



リニューアルのオススメは、環境に配慮した省電力タイプ。 他社製のリニューアルにも対応。

用途に合わせて、最適なリニューアル機種をお選びいただけます。

ラック型

大規模施設に対応、 理想的な放送ネットワークを 確立できます。

EM-E1500シリーズ

[最大2,880W、320回線]

- ●消費電力を大幅に削減。従来のアナログ デジタルに比べて60%ダウン。
- ※定格出力の1/8(45W)時、デジタルパワーアンプEM-A942D (360W)と、アナログパワーアンプEM-A364(360W)の比較
- ●アンプ発熱量を約52%ダウンにより、空調 設計の削減や余裕の増大に役立ちます。 ※定格出力時、デジタルパワーアンプEM-A942D(360W)と、アナログ パワーアンプEM-A364(360W)の比較
- 優れたスペース効率・高効率設計により、 アナログアンプの設置スペースが約1/6に。



壁掛型

プログラムタイマー内蔵で 定時放送に対応できます。

壁掛型非常業務放送装置 EM-K150シリーズ



- 緊急地震速報受信時、非常放送 よりも優先して自動的に放送 可能です。※改正消防法に対応
- 無線機と連動させることで、 離れた場所から建物内へ遠隔 放送できます。※無線機はオプション
- 大学や工場などの多棟対応で、 壁掛型/ラック型が混在した システム構築もOK。

型名	出力	回線数
EM-K150-0810	80W	
EM-K150-1610	160W	10回線
EM-K150-2410	240W	10 Elijak
EM-K150-4010	400W	
EM-K150-0815	80W	
EM-K150-1615	160W	15回線
EM-K150-2415	240W	1 JEINK
EM-K150-4015	400W	
EM-K150-0820	80W	
EM-K150-1620	160W	20回線
EM-K150-2420	240W	2011/1/1/
EM-K150-4020	400W	

●仕様および外観などは改良のため予告なく変更することがありますので、プロスください。●写真と実際の商品の色とは印刷の関係で多少異なる場合があります。●記載されている会社名、製品名は、それぞれ各社の商標または登録商標です。

●電源コードが傷んでいる。

●変なにおいがしたり、煙が出たりする。

コンセントから電源プラグを 抜いて必ず販売店に



- 正しく安全にお使いいただくため、ご使用の前に必ず「取扱説明書」と 「安全上のご注意」をよくお読みください。
- ●「水、湯気、湿気、ほこり、油煙」等の多い場所に設置しないでください。 「火災、感電、故障」等の原因となることがあります。

マーケティング統括部 音響ソリューション推進部 TEL 045-443-3064 2グループ

製品のお問い合わせは JVCケンウッド カスタマーサポートセンター

固定電話からはフリーダイヤル 0120-2727-87 携帯電話・PHSからのご利用は ナビダイヤル 0570-010-114 一部IP電話からのご利用は 045-450-8950

受付時間:月~金曜日 9:30~18:00 土曜日 9:30~12:00/13:00~17:30





非常用放送設備 リニューアルのご提案

非常用放送設備を 10年以上 ご利用のお客様へ

長年の使用で劣化してくると

ベストパフォーマンスは発揮できません。

設備のリニューアルを お勧めします!!





THE REAL PROPERTY.

今お使いの機種のご使用年数をお確かめください。

使用年数10年以上で故障率が増加します。

機器の劣化や磨耗は目に見えません。火災や地震時など、万一のときに、非常放送が行えないことも考えられます。

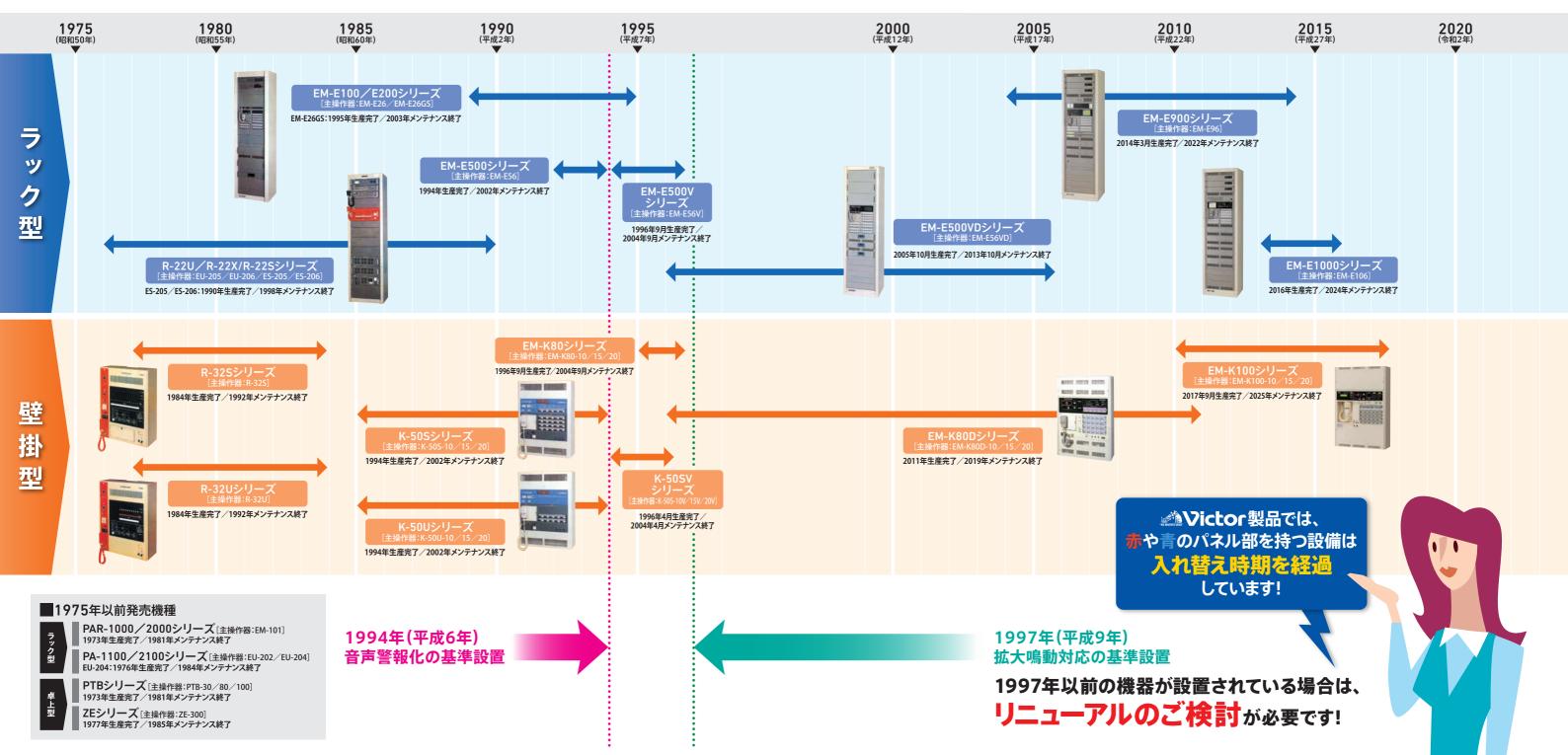
■設備の劣化により安全性が低下します。

BGMは放送できても、いざというとき非常放送ができないことがあるなど、 日常点検で見つけにくい劣化もあります。設備を適正な状態で運用するには、 故障が発生した時点ではなく、推奨更新期間10~12年での入替えをお勧め

■安全確保や維持管理の義務があります。

劣化などにより設備が正常に作動しなくなると、火災や地震などの際に被害が 拡大します。そのため、建物の所有者や管理者には、設備の定期点検が義務 付けられています。

※非常用放送設備の更新については、総務省消防庁予防課からも報告書が出ています。



更新のポイント!

①メンテナンスの打ち切り

上記表に示す機種はすべて生産完了となって います。当社では8年間をめどに補修用部品の 保有はしていますが、その期間を過ぎると供給 が困難となり、メンテナンスが不可能になる 場合があります。

2音声警報化への対応

1994年(平成6年)に消防法施行規則が改正 されたことにより、非常放送設備の音声警報化 の基準が設けられました。最新機種では、従来 のサイレンによる警報ではなく、「何が起きた のか?」「どうすればいいのか?」といった情報 を音声で提供できます。非常時に的確な情報 伝達と避難誘導が可能です。

③拡大鳴動対応

1997年(平成9年)の自治省令改正に伴い、 多層階ビルにおける火災時に一定時間経過 した場合、ビル内の全区域に自動的に警報 を発することが定められました。

最新機種は、この拡大鳴動に対応し、ビル 管理者の安全確保義務をより高めることが できます。



母緊急地震速報への対応

2009年(平成21年)公布の省令により、非常 放送よりも優先して緊急地震放送が可能と なりました(放送装置内蔵の固定メッセージ)。 何秒後に地震が来るかお知らせするカウント ダウン放送は上記省令外になりますが、緊急 放送に登録できる機種なら、チャイムやアナ ウンスなどよりも優先して放送できます。



5多言語に対応

音声警報メッセージは、最新機種では 日本語または日本語+英語の放送

別途提供の多言語対応CFカードに 交換することにより、4か国語または 3か国語に対応可能です。*

* 導入にあたっては、所轄の消防署の許可を得る必要があります。